



低炭素社会および循環型社会構築に向けた取り組み

地球環境委員会は、低炭素社会および循環型社会構築に向けて商社業界としての取り組みを推進しています。ここでは、当委員会と法人正会員各社がまとめています2016年度低炭素社会実行計画、循環型社会形成自主行動計画（2016年度から呼称変更）について紹介します。

一般社団法人日本貿易会 地球環境委員会委員長
丸紅株式会社 広報部CSR・地球環境室長

とんしょ あきひこ
頓所 明彦



1. 低炭素社会構築に向けた取り組み

(1) 産業界の取り組み

2016年11月に発効した「パリ協定」は、各締約国がその進捗^{しんちょく}を報告し、定期的に評価を受ける「プレッジ&レビュー型」の仕組みを採用しています。

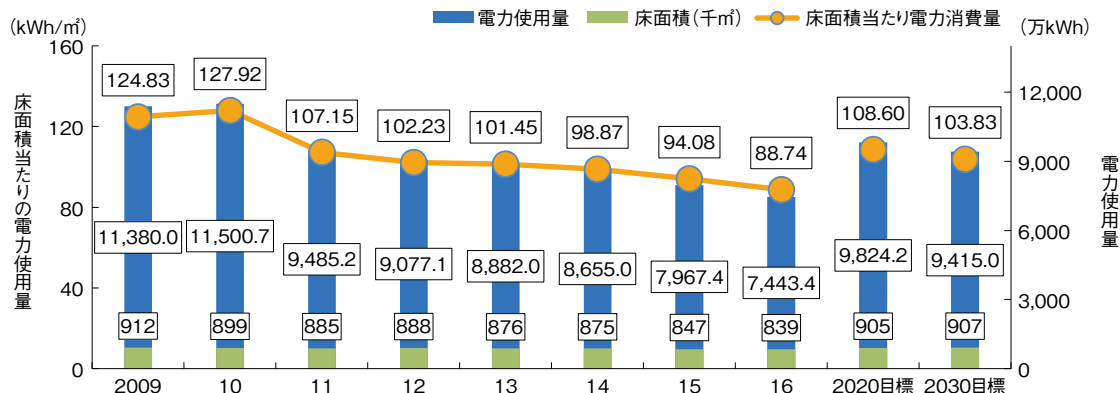
一方、わが国産業界は、経団連が1997年以来推進してきた「環境自主行動計画」（現在の低炭素社会実行計画）の「低炭素社会実行計画フェーズⅠ」（2020年度目標）、「低炭素社会実行計画フェーズⅡ」（2030年度目標）、ならびに循環型社会形成自主行動計画のフォローアップに協力し、それぞれの業界において目標の進捗状況を把握してその達成に尽力しています。当会もその一翼を担っ

ており、地球環境委員会委員各社、法人正会員各社のご協力を得て活動しています。

(2) 日本貿易会（商社業界）の取り組み

当会は、低炭素社会構築に向けた政府、経団連の取り組みに賛同し、1998年度から、経団連環境自主行動計画（現在：低炭素社会実行計画）へ参加するとともに、2007年度からは経済産業省のフォローアップ調査にも参加しています。また、当会においても当委員会が中心になって2002年2月に「環境行動基準」を制定し、2010年6月には「商社環境行動基準」に改定して、商社業界の環境行動の在り方を示し、商社業界の課題として取り組んでいます。

図1 床面積当たりの電力使用量、電力使用量の推移および2020年、2030年目標



(注)2009年度以降の継続的なデータ把握が可能な28社ベース。

商社業界のCO₂排出は、子会社等を含めると他業種との重複が生じ、バラエティーも多過ぎて一律の目標設定・管理ができないため、当会は、削減目標設定の対象を会員会社単体の国内オフィスにおける床面積当たりの電力使用量として、省エネ努力によるエネルギーの効率的使用を図ることとしています。

具体的には、当会は、2015年9月に計画を改定し、2020年度の床面積当たりの電力使用量 (kWh/m²) [以下「電力使用原単位」] を2009年度比で15.3%削減し108.6kWh/m²とすることを目標としました。また、長期的な目標としては「2030年の電力使用原単位を2009年度比で19.0%削減するように努めること」を掲げました。これは、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律 (省エネ法)」で求められている努力目標 (中長期的に見て年平均1%以上を低減させること) を参考にしており、さらに努力を継続することにより

達成可能と考えられる最大限の目標として、年率1%減を前提に掲げたものです。

2016年度実績における電力使用原単位は88.74kWh/m²となり、目標をすでに達成した形になりました。

延べ床面積は2004年度以降、80万m²規模で推移していましたが、2009年度以降は徐々に減少しており、総量としての電力使用量も年々減少しています。2015年9月に目標を設定した際は、事業拡大等に伴う延べ床面積、電力消費の拡大が予想されたことから少し余裕のある目標設定となりましたが、2016年度実績は目標を達成した形になったことから、新たな目標の設定が必要となっており、現在、当委員会で検討を進めています。

なお、これら電力使用原単位の実績・目標は、当会の正会員42社のうちで低炭素社会実行計画に参加する企業のうち、2009年度以降の継続的なデータ把握が可能な28社

ベースの電力使用量および延べ床面積から算出しています。

(3) 商社各社における取り組み

目標達成に向けて参加各社は、①省エネ設備等の積極導入、②エネルギー管理の徹底、③啓蒙活動^{けいもう}の推進を主要な要件として従来から活動し、持続的に成果を上げてきました。今後は、個社の事情によるものの、エネルギー効率の向上を見込めるオフィスビルの刷新なども見込まれています。

また、省エネ・環境配慮・環境低負荷型事業（LED照明・バックライトの開発販売、BEMS実証事業、低炭素型マンションの開発等）や、物流の効率化（モーダルシフトの推進、物流拠点の統廃合、低燃費車の導入等）といった製品・サービス等を通じた低炭素社会構築に向けた取り組みに加え、森林吸収源の育成・保全や海外各国における熱帯雨林再生、鉱山緑化、生態系保全活動等も実施しています。

2. 循環型社会構築に向けた取り組み

(1) 産業界の取り組み

政府は、循環型社会形成推進基本法（2000年制定）に基づいて天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が低減される循環型社会の形成に向けた諸施策を推進してきました。

産業界では、1991年に経団連が地球環境憲章を制定して環境保全に向けて自主的かつ積極的に取り組んでいくことを宣言し、

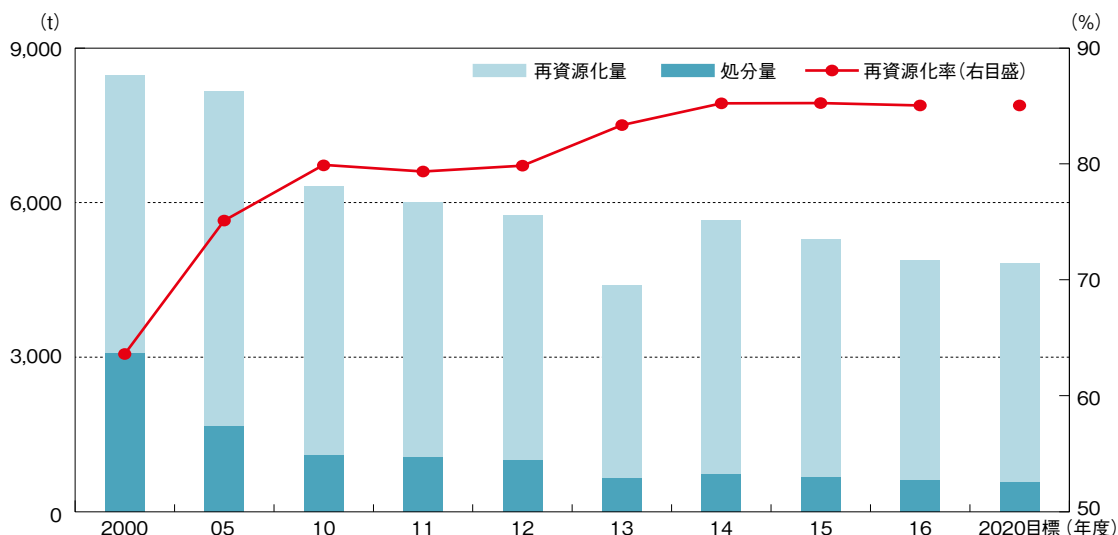
1997年に環境自主行動計画を策定しました。この自主行動計画（廃棄物対策編）は36業種137団体（1997年当時）が参加するもので、1997年以降、毎年、業種ごとに設定した目標達成に向けた進捗状況のフォローアップを行っています。

わが国の2014年度廃棄物等の最終処分量は約1,480万tであり、2000年度に比べて74%減少しました。2015年4月時点の全国最終処分場の残余年数は16.0年と前年の14.7年に比べて増えており、首都圏の最終処分場の残余年数は5.4年と前年の5.2年から微増となっています（「平成29年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書」「産業廃棄物行政組織等調査（平成26年度実績）」2017年3月環境省発表より）。わが国の現在の目標は、産業廃棄物最終処分量を2020年度1,700万t（2000年度実績の70%減）とすることですが、産業界全体の2016年度処分量は約1,856万t（2000年度比73.9%減）と目標を達成しており、産業界の取り組みは成果を上げています。

(2) 日本貿易会（商社業界）の取り組み

当会は循環型社会構築に向けた経団連の取り組みに賛同し、1998年度から環境自主行動計画（循環型社会形成編）に参加しています。ただし、商社は、業態として産業廃棄物の排出・最終処分量の目標策定になじまないため、参加企業単体の主なオフィスビルから

図2 日本貿易会 事業系一般廃棄物 最終処分量、再資源化率の実績および2020年度目標



(注) 1. 発生量＝再資源化量＋処分量、再資源化率＝再資源化量／発生量
2. 2000年度以降の継続的なデータ把握が可能な16社ベース

排出される事業系一般廃棄物を対象として目標を策定しています。

設備の更新時を中心とする3Rに資する設備導入、管理体制整備、啓蒙活動推進による社員の意識向上の取り組み等により目標達成に努めた結果、2016年度実績では最終処分量は0.6千t（2000年度比80％減）、再資源化率85％であり、2015年度目標を達成したことから、2020年度に、処分量2000年度比80％削減（0.6千t以下に削減）、再資源化率86％以上、発生量2000年度比55％削減（4千t以下に削減）とする新目標を2017年12月に設定しました。

※この事業系一般廃棄物の最終処分量、再資源化率の実績・目標は、2000年度から継続してデータ把握が可能な16社ベースとしています。カバー

率向上については、広く法人正会員に参加を呼び掛けており、2016年度フォローアップには、日本貿易会 法人正会員（42社）のうち25社が参加しています。

(3) 商社各社における取り組み

参加各社は事業系一般廃棄物の最終処分量削減および再資源化率向上の目標達成に向けて、発生量抑制（保管期限終了書類の溶解処理、廃棄物量、コピー紙購入量等の集計・公表等）、再資源化量拡大（分別回収の細分化、シュレッダーゴミの再資源化、保管期限後機密書類の再資源化等）等の対策を実施しています。また、国内外の事業活動においても循環型社会構築に寄与しており、製品リサイクルや有害物質の処理、素材・材料・商品回収技術の開発、原材料使用量削減等の省資源化

を行っています。その他にも、循環型製品の販売・普及促進、資源の効率的利用促進、代替品の開発・普及、リサイクル商品の用途開発・普及、啓発・サービスに資する事業、国際資源循環に関する取り組み等を積極的に行っています。

3. 政府・地方公共団体に対する要望等

2017年度フォローアップ調査において、各社から政府・地方公共団体に対する要望等についての意見を集め、以下の要望を経済産業省、(一社)日本経済団体連合会に提出しました。

(1) 低炭素社会実行計画

- ・再生可能エネルギー発電事業、蓄エネルギー事業の支援施策やインセンティブの拡充。国と自治体の二重行政の排除（改正省エネ法に基づく届け出と条例に基づく届け出の重複感等）
- ・国民への説明、啓蒙等を通じた国民の認識、価値観等を共有化する取り組みの実施
- ・低炭素社会の実現に向けた国や地方公共団体によるバックアップ体制の充実
- ・積極的な取り組みを行っている企業に対する社会的なインセンティブ等の付与

(2) 循環型社会形成自主行動計画

- ・動植物性^{ざんさ}残渣の産業廃棄物処理指定業種の認可対象を商社まで拡大
- ・容器包装リサイクル法の枠組みにおける小

- 売店店頭でのペットボトル回収の追加、実施する小売店に対するインセンティブ付与
- ・複数の自治体をまたぐ廃棄物処理における自治体ごとの条例等による規制や枠組みを超えた広域的な運用の実施
- ・ウェブサイト等における全行政区の産業廃棄物処理に関する規制を整理した情報（各行政区の産廃関連情報掲載HPへのリンクや、条例による独自の規制有無および概要の一覧等）の提供

4. 終わりに

温室効果ガスの排出削減、および廃棄物最終処分量削減のいずれも、これまでの継続的な努力によって、国内での削減余地は限定的となってきました。これに対しては、革新的な技術開発等による削減努力を一層強化するとともに、日本が培ってきた先進的な技術を活用することで、相対的に削減余地の大きい海外での削減に貢献することが推奨され、両計画における調査対象項目にも含まれています。

商社業界としては、これまでも再生可能エネルギーの開発や廃棄物処理・リサイクル、環境配慮型製品の拡販などで、海外において着実に貢献実績を積み上げてきていますが、今後とも国内での目標達成に向けた活動とともに、海外における削減貢献にも着実に取り組んでいきます。